

# 地域再生基本方針の一部変更について（概要）

平成 26 年 1 2 月

内閣官房地域活性化統合事務局

## 1. 地域再生の意義

人口減少克服、地方創生実現のために、地域再生の推進に当たっては、地域がそれぞれの地域の課題を的確に把握し、課題解決に向けて積極的に取り組むことが重要である旨を追加。

## 2. 地域再生法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 128 号）の内容の反映

地域再生に取り組む地方公共団体への以下の支援の概要等を追加。

- イ 地域再生計画と他の地域活性化関連の計画の認定手続・提出手続のワンストップ化
- ロ 地方公共団体による政府が講ずべき新たな措置の提案
- ハ 地域再生を図るために行う事業等に係る支援措置の内容等の確認
- ニ 地域再生計画の実施に関する内閣総理大臣による事務の調整等
- ホ 国の職員の派遣の要請又はあつせん

## 3. 地域再生計画の効果の検証

- 地域再生を進めるに当たっては、地域自らが、明確なPDCAメカニズムの下に、短期・中長期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、改善等を行うことが重要である旨を追加。
- 地域再生計画の最終年度の数値目標のみではなく、中間目標を設定することにより、計画の進捗状況を検証できるものとするのが望ましい旨を追加。

## 4. その他

上記事項のほか、必要な修正を行う。